

委員会提出議案第 1 号

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

墨田区議会議長

佐 藤 篤 様

提出者 議会改革・議会広報改革特別委員長 堀 よしあき

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例（平成 2 8 年
墨田区条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加え
る。

3 前項の規定にかかわらず、前条第 2 号に規定する参考人のうち、自ら提出した請
願に関する意見の陳述を行うために同号の規定により出頭したものに対しては、当
該出頭 1 回につき、1, 0 0 0 円を支払うものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会改革・議会広報改革特別委員会による調査・検討の結果、請願者の委員会での
発言の実施及び実施方法が決定したことに伴い、所要の改正を行う必要がある。